

国民健康保険税（料）の子どもに係る均等割保険税（料）の廃止について

1 背景

- ◆全国的な人口減少、高齢化や医療の高度化等が進む中、県が示す標準保険料率は年々上昇しています。国民健康保険制度（以下「国保」といいます。）には、他の社会保険制度のような「被扶養者」という考え方はなく、受益者は個々に被保険者であるとの観点から、世帯間の負担の均衡を図るために、累進課税である所得割のほかに応益負担による平等割、均等割があり、所得にかかわらず子どもが増えると負担が増えるという、本来、少子化対策として採るべき政策とは真逆となっている課題があります。
- ◆今後、本県では第 3 期滋賀県国民健康保険運営方針（以下「県国保運営方針」といいます。）に基づき、令和 9 年度（移行期間：令和 11 年度まで）の国保の保険料水準の統一を予定されています。

2 国の動向

- ◆令和 4 年度から子育て世帯の負担軽減のため、国保の未就学児の均等割保険税（料）を公費で 5 割軽減する措置を導入
- ◆令和 6 年度から、地方単独事業に係る財政負担の減額措置について子育て支援等の取組を阻害しないよう、18 歳未満までの子どもに係る減額措置を廃止
- ◆こども・子育て政策を強化する財源の一部として、保険者が被保険者から支援金を徴収する制度の創設を予定。国保の 18 歳未満の子どもに係る支援金の均等割額は全額軽減して、財源は対象となる子ども以外の国保被保険者で按分することで調整中

【参考】第 3 期滋賀県国民健康保険運営方針（令和 6 年 3 月策定）《抜粋》

<子どもの均等割保険料の検討>

国保の保険料（税）には、被用者保険制度にはない均等割保険料があり、子どもであってもその数に応じて賦課されるため、子どもが多い世帯ほど保険料（税）が高くなり、医療保険制度間に不均衡があります。子育て世帯の更なる経済的負担軽減の観点から、対象範囲や軽減割合の拡充に向けて国へ要望を行っていきます。

国民健康保険税（料）の子どもに係る均等割保険税（料）の廃止について

3 課題等

- (1) 国は、国の基準を超えて独自に一律の保険税（料）軽減を条例で定めることはできないとしています。また、特定の対象者に、あらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは、「明確に法令違反とはいえないものの、適切ではない。」としています。
⇒【見解】国は独自の保険税（料）軽減は認められないとしていますが、独自減免については完全否定をしておらず、法解釈により条例で定めることができると解されます。
- (2) 県国保運営方針では、「被保険者の負担の公平性から、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料（税）となる（国保の）保険料水準の統一を目指す」とされており、県内市町で統一した取組を推進する必要があると考えます。
- (3) 減免の財源については、子ども以外の被保険者で按分の方法か、一般会計繰入になりますが、決算補填等目的の法定外繰入等とみなされ、国公費（保険者努力支援制度）が県、市町合計で約8,500万円減額（被保険者1人当たり約354円）になると思われます。
- (4) システム改修が必要となりますが、法令により情報システムの標準化（令和7年度末まで）が義務付けられています。

4 米原市の取組状況

- (1) 国保の保険税のうち、高校生世代までの子どもに係る均等割の自己負担相当額を応援金として支給
- (2) 子ども1人当たりの支給額（令和6年度支給予定者数：273世帯、506人）
 - 《未就学児以外》 軽減なし世帯36,600円、2割軽減世帯29,280円、5割軽減世帯18,300円、7割軽減世帯10,980円
 - 《未就学児》 軽減なし世帯18,300円、2割軽減世帯14,640円、5割軽減世帯9,150円、7割軽減世帯5,490円
- (3) 予算 11,095千円（一般会計）

5 全国の市町の取組状況

兵庫県（加西市、赤穂市）、石川県（加賀市）、神奈川県（大井町、清川村）、宮城県（仙台市）、ほか

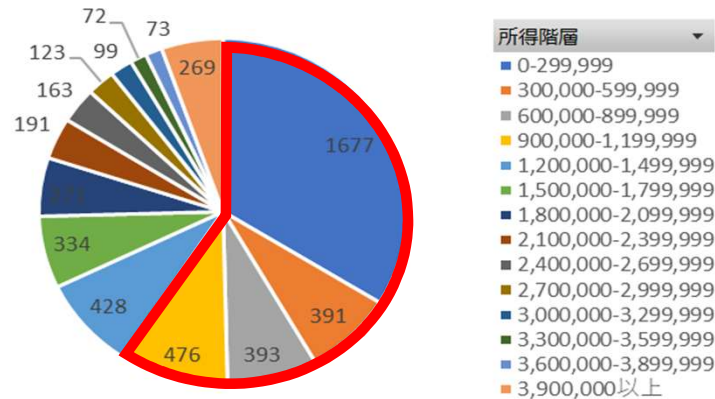
【参考】米原市国民健康保険加入世帯の状況

単位：円、世帯

米原市国民健康保険加入世帯の約 6 割、子育て世帯の約 5 割が所得120万円を下回っている。

令和5年11月時点

米原市国民健康保険加入世帯の所得の状況（世帯数）



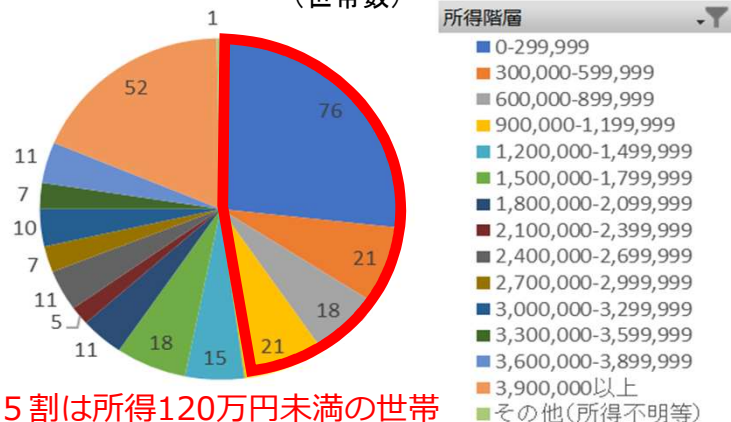
約 6 割は所得120万円未満の世帯

所得階層	世帯数
0-299,999	1,677
300,000-599,999	391
600,000-899,999	393
900,000-1,199,999	476
1,200,000-1,499,999	428
1,500,000-1,799,999	334
1,800,000-2,099,999	271
2,100,000-2,399,999	191
2,400,000-2,699,999	163
2,700,000-2,999,999	123
3,000,000-3,299,999	99
3,300,000-3,599,999	72
3,600,000-3,899,999	73
3,900,000以上	269
総計	4,960

所得120万円未満
計2,937世帯

令和5年6月時点

米原市国民健康保険の子ども被保険者を含む世帯の所得の状況（世帯数）



約 5 割は所得120万円未満の世帯

所得階層	世帯数
0-299,999	76
300,000-599,999	21
600,000-899,999	18
900,000-1,199,999	21
1,200,000-1,499,999	15
1,500,000-1,799,999	18
1,800,000-2,099,999	11
2,100,000-2,399,999	5
2,400,000-2,699,999	11
2,700,000-2,999,999	7
3,000,000-3,299,999	10
3,300,000-3,599,999	7
3,600,000-3,899,999	11
3,900,000以上	52
その他(所得不明等)	1
総計	284

所得120万円未満
計136世帯

国民健康保険税（料）の子どもに係る均等割保険税（料）の廃止について

6 令和6年度の滋賀県の統一標準保険料と社会保険（協会けんぽ）との比較 （令和6年度統一標準保険料ベースでの比較（令和6年4月時点））

国保は同じ所得の世帯でも、子どもの数が増えるほど、保険税（料）が高くなります。

■世帯構成2人（40代の夫婦（給与所得：夫のみ）の世帯）

年収の例	国民健康保険の 税（料）額	協会けんぽの保 険料（年額）	差額
給与収入980千円	7割軽減後 44,400円 4.53%	53,773円 5.5%	-9,373円
給与収入1,570千円	5割軽減後 149,600円 9.53%	92,380円 5.9%	57,220円
給与収入1,831,999 円（所得120万円）	2割軽減後 217,100円 11.9%	103,410円 5.6%	113,690円
給与収入2,287千円	2割軽減後 257,900円 11.3%	130,986円 5.7%	126,914円
給与収入3,816千円	427,700円 11.2%	220,608円 5.8%	207,092円

■世帯構成4人（40代の夫婦（給与所得：夫のみ）と子（小学生）2人の世帯）

年収の例	国民健康保険の 税（料）額	協会けんぽの保 険料（年額）	差額
給与収入980千円	7割軽減後 70,500円 7.19%	53,773円 5.5%	16,727円
給与収入1,570千円	5割軽減後 193,100円 12.3%	92,380円 5.9%	100,720円
給与収入1,831,999 円（所得120万円）	5割軽減後 216,100円 11.8%	103,410円 5.6%	112,690円
給与収入2,287千円	5割軽減後 257,000円 11.2%	130,986円 5.7%	126,014円
給与収入3,816千円	514,700円 13.5%	220,608円 5.8%	294,092円

⇒事業主負担の制度がある社会保険に対して、約2倍の保険税（料）を負担

例えば、給与収入1,831,999円（所得120万円）の世帯では

- ・国保保険税（料）の協会けんぽの保険料に対する差額 **+112,690円**
上記の世帯では、国保の子育て世帯は年間216,100円（1月当たり18,008円、収入に占める被保険者負担率**11.8%**）の国保保険税（料）の負担となる。
- ・協会けんぽの被保険者負担率は5%台だが、国保は子ども（小学生）2人の例でも概ね**11%以上**の負担となる。
- ・子どもが増えれば、協会けんぽとの差はさらに拡大（上記の例の場合、子（小学生）が1人増えると、被保険者負担額は237,800円（被保険者負担率約13%）、2人増えると259,500円（被保険者負担率約14%）となる。）する。

※国民健康保険税（料）は、前年中の収入等に応じて税（料）額を算定し、協会けんぽは原則として毎年度7月1日時点で、4月～6月に受けた報酬の平均額を基に標準報酬月額を決定し、保険料を算出します。枠内朱書きは、年収に対する保険税（料）の負担率

県および市町による公費負担等の新設の検討

7 子ども均等割に係る国の見解^{(国制度で令和4年度から未就学児の均等割保険税(料)の5割を軽減)}

- 国保では全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、原則として、均等割保険料として世帯の人数に応じた保険料(税)の負担が必要・・・こうした均等割保険料を設けている趣旨から、所得の低い方にも一定割合の負担をいただいていること等も考慮して、その全額を免除することは適当ではない。
- 国と地方で必要となる財源確保等の課題があり、地方団体と協議しながら検討していく。

8 全国知事会、市長会、町村会等からの要望等【概要】

- 国民健康保険の子どもに係る均等割保険料(税)の軽減措置対象年齢の拡大および軽減割合を拡充する等、制度を拡充すること。
- 公費投入により、事業主負担制度がないことで、高すぎる国保の保険料(税)を軽減し、保険料(税)を協会けんぽの保険料並みに引き下げること。



9 本市からの提案

- 事業主負担がないことで、高すぎる保険税(料)の負担を軽減し、子育て支援を推進するため、本県独自で、高校生世代(18歳)以下の子どもの均等割保険税(料)を廃止し、必要な費用を県と市町で負担する制度を創設すべきではないか。
- 市町独自の国保の子育て世帯への負担軽減措置に対して、県からの支援制度を新設願いたい。